

県名	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
① 名称	後期高齢者医療広域連合設立準備打合せ	千葉県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会調整会議	東京都後期高齢者医療広域連合準備委員会設立合同検討会	後期高齢者医療広域連合設立準備検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立準備のための打合せ	広域連合設立準備委員会の設置に係る所要の検討、調整を行う会議	広域連合設立準備委員会の設立準備のための合同検討会	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会
③ 設置年月日	平成18年6月9日設置	平成18年7月6日設置	平成18年6月1日設置	平成18年4月27日設置
④ 業務	設立準備委員会の設立準備の打合せ	設立準備委員会の構成、事務局、規約等の検討	新制度に関する情報の収集・提供等	設立準備委員会の設立に向けた組織・事務局体制等の検討
⑤ 構成メンバー	<p>[打合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町 10名 (オブザーバー) ・県国保医療課 ・県市町村課 ・市長会 ・町村会 ・国保連合会 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[調整会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 3名 ・市町 7名 ・市長会・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p>計 12名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[合同検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都 2名 ・特別区 7名 ・市町村 8名 ・国保連合会 3名 <p>計 20名</p> <p>[合同事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都 2名 ・特別区 4名 ・市町村 2名 <p>計 8名</p>	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町 9名 ・国保連合会 1名 <p>計 11名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 2名

県名	新潟県	富山県	石川県	福井県
① 名称	新潟県後期高齢者医療広域連合 設立準備事務局	富山県後期高齢者医療広域連合に 関する勉強会	石川県後期高齢者医療広域連合 設立準備検討会	後期高齢者医療広域連合設立 準備検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立に 関する調整機関	広域連合設立準備組織の設立準備 等に関する調査、研究を行う会議	広域連合設立準備委員会の設立 準備のための検討会	広域連合設立準備委員会の設立 準備のための検討会
③ 設置年月日	平成18年6月2日設置	平成18年6月7日設置	平成18年6月13日設置	平成18年5月22日設置
④ 業務	準備委員会設立に関する所要の検討、 調整等	新制度に関する情報収集及び研究 広域連合設立準備組織の設立準備 の研究等	設立準備委員会の設立に向けた 組織・事務局体制等の検討	準備委員会設立に関する所要の検討、 調整等
⑤ 構成メンバー	<p>[準備事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町 5名 ・国保連合会 1名 (増員の可能性あり) 計 6名 <p>(オブザーバー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 ・市長会 ・町村会 	<p>[勉強会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県(高齢者医療担当課) 1名 ・市町村 8名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 計 12名 <p>(オブザーバー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県(広域連合設置許可所管課) <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町 5名 ・国保連合会 1名 計 7名 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町 6名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 計 10名 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県

県名	山梨県	長野県	岐阜県	愛知県
① 名称	山梨県後期高齢者医療広域連合 設立準備委員会	長野県後期高齢者医療広域連合設立 準備委員会設置に関する検討会議	岐阜県後期高齢者医療制度研究会	愛知県後期高齢者医療広域連合 設立準備事務検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立 準備のための委員会	広域連合を設立するための準備委員会 を設置する上で必要な事項を検討する 会議	広域連合設立準備委員会及び広域連合 の設立、後期高齢者医療の事業運営等 について調査、研究及び協議を行うため の合同研究会	広域連合設立準備委員会の設立 準備のための検討会
③ 設置年月日	平成18年5月19日設置	平成18年5月29日設置	平成18年5月19日設置	平成18年5月19日設置
④ 業務	新制度に関する情報の収集 等 新制度の研究 等	準備委員会設立に関する所要の検討、 調整 等	新制度運営に向けて調査・研究・協議 等	設立準備委員会関係(組織・事務局 体制・規約案)の検討 等
⑤ 構成メンバー	[プレ準備委員会] ・市町 7名 ・国保連合会 1名 ・県(事務局) 1名 計 9名 [事務局] ・県	[検討会議] ・県(医療チーム、市町村チーム) ・8市町村(市4、町村4) ・市長会 ・町村会 計14名 [事務局] ・県	[研究会] ・全市町村 42名 (顧問) ・県 2名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 ※研究会には「幹事会」を「幹事会」には 「専門部会」を置く。 [事務局] ・会長市(岐阜市)	[検討会] ・県 3名 ・市町村 18名 ・国保連合会 3名 計 24名 [事務局] ・県

県名	三重県	滋賀県	京都府	大阪府
① 名称	三重県後期高齢者医療広域連合設立 連絡調整会議	滋賀県後期高齢者医療広域連合設立 準備委員会	後期高齢者医療制度検討会議	後期高齢者医療制度府・市町村 共同検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会及び広域連合 の設置のための連絡調整を行う会議	広域連合を設立するための準備委員会	広域連合の設立準備等の検討をする ための検討会議	広域連合の設立準備等の検討
③ 設置年月日	平成18年7月3日設置	平成18年7月1日設置	平成18年6月27日設置	平成18年5月11日設置
④ 業務	広域連合設立準備委員会及び広域連合 の設置に対する関係市町の基本的な考 え方の整理と市町間の連絡調整	広域連合設立のための所要の検討・ 調整等	広域連合設立準備委員会設置準備 のための検討 広域連合設立に向けた課題整理	広域連合設立に向けた課題の整理 等
⑤ 構成メンバー	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 3名 ・市町 13名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p style="text-align: right;">計 19名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[役員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・理事 若干名 ・監事 2名 <p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町長 26名 ・国保連合会 1名 <p style="text-align: right;">計 27名</p> <p>※委員会の他に「研究会」と「部会」を 設置。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町 2名 ・国保連合会 2名 <p style="text-align: right;">計 4名</p>	<p>[検討会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府 ・全市町村 28名 ・国保連合会 <p>※検討会の下に「ワーキンググループ」を設置。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府 	<p>[共同検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会議 府 43名 府内全市町村 ・代表者会議 府 11名 府内代表市町村 <p>(オブザーバー) 国保連合会等</p> <p>[事務局(庶務)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府

県名	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県
① 名称	兵庫県後期高齢者医療広域連合設立に関する検討会	後期高齢者医療広域連合設立検討会	和歌山県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会設置に向けての検討会	鳥取県後期高齢者医療広域連合設立準備検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会設立準備のための検討会	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会	広域連合設立準備委員会の設置に向けて関係者により検討をするための会議	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会
③ 設置年月日	平成18年5月29日設置	平成18年5月25日設置	平成18年5月30日設置	平成18年5月30日設置
④ 業務	新制度に関する情報収集・提供・研究等	設立準備委員会設置に向け、必要な調査・検討・調整等	設立準備委員会の設置に係る検討(委員会の組織・事務局体制、運営経費の負担方法等)	広域連合を設立するために必要な検討・調査等
⑤ 構成メンバー	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 2名 ・市町 10名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p style="text-align: right;">計 15名</p> <p>[事務局(庶務)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 ・神戸市 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 4名 ・市町 4名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 2名 <p style="text-align: right;">計12名</p> <p>※この他に「実務者勉強会」を開催。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 6名 ・市町 15名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 2名 <p style="text-align: right;">計 25名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町村 8名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p style="text-align: right;">計 12名</p> <p>※検討会は、「幹事会」と「研究会」の2段階組織とする。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県

県名	岡山県	広島県	山口県	徳島県
① 名称	後期高齢者医療広域連合設立ワーキンググループ	広島県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会	山口県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事前検討会	徳島県後期高齢者医療広域連合設置検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会	広域連合を設立するための準備委員会	広域連合設立準備委員会を設立するための事前検討会	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会
③ 設置年月日	平成18年4月21日設置	平成18年6月14日設置	平成18年5月22日設置	平成18年5月24日設置
④ 業務	設立準備委員会の設立準備のための検討	広域連合設立のための所要の検討・調整等	準備委員会の設立準備のための検討	新制度に関する情報の共有等事務手続きの把握等
⑤ 構成メンバー	<p>[ワーキンググループ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 29名 (オブザーバー) ・県 ・町村会 ・国保連合会 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会 	<p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 4名 ・監事 2名 <p style="text-align: center;">計 8名</p> <p>※委員会の他に「幹事会」と「部会」を設置。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 2名 ・市町 2名 ・国保連合会 2名 <p style="text-align: center;">計 6名</p>	<p>[事前検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県(医務国保課、市町課) 2名 ・市町 10名 <p style="text-align: right;">計 12名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会 ・町村会 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町 10名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p style="text-align: right;">計 14名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町 5名 ・県 1名 <p style="text-align: right;">計 6名</p>

県名	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
① 名称	後期高齢者医療広域連合の設置に係る検討会	愛媛県後期高齢者医療広域連合検討会	高知県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会検討会	福岡県後期高齢者医療広域連合設立検討事務局
② 位置付け	広域連合設立準備委員会を設置するための所要の検討、調整を行うための検討会	広域連合設置のための準備委員会の円滑な設置を図るための検討会	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会	広域連合設立準備委員会の設置のための検討機関
③ 設置年月日	平成18年5月30日設置	平成18年5月26日設置	平成18年5月29日設置	平成18年7月3日設置
④ 業務	設立準備委員会の設置検討・調整等	準備委員会の規約、設置場所、組織、経費分担等	新制度に関する情報の収集提供等 設立準備委員会の規約案の検討等	準備委員会の設置に関すること等
⑤ 構成メンバー	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 2名 ・市町村 17名 ・国保連合会 1名 <p style="text-align: center;">計 20名</p> <p>※検討会の下に「ワーキンググループ」を設置。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町 3名 ・国保連合会 1名 <p style="text-align: center;">計 5名</p> <p>(オブザーバー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会、町村会 ・3市町以外の市町 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町村 10名 ・国保連合会 1名 <p style="text-align: center;">計 12名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 2名 	<p>[検討事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 3名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 <p style="text-align: center;">計 5名</p> <p>(オブザーバー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県(市町村担当課) ・参加希望の市町村(69市町村) <p>[事務局(庶務)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県

県名	佐賀県	長崎県	大分県	熊本県
① 名称	後期高齢者医療広域連合設立のための検討会	長崎県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会	大分県後期高齢者医療広域連合設立検討会	熊本県後期高齢者医療広域連合準備検討会議
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立のための検討会	広域連合を設立するための準備委員会	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会	広域連合設立準備委員会を設置するための所要の検討及び調整を行う会議
③ 設置年月日	平成18年5月19日設置	平成18年7月1日設置	平成18年5月18日設置	平成18年6月29日設置
④ 業務	設立準備委員会の設立案の検討等	広域連合設立のための所要の検討・調整等	準備委員会の組織・体制、費用負担、事務所の選定に係る検討、協議等	設立準備委員会の組織構成や経費負担等についての検討及び調整
⑤ 構成メンバー	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県(国民健康保険課、市町村課) 5名 ・市町村 2名 ・市長会 2名 ・町村会 2名 ・国保連合会 1名 <p>計 12名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[役員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名 <p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会正副会長市 2名 ・町村会正副会長町 2名 <p>計 4名</p> <p>※委員会の他に「部会」を設置。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町 5名 ・国保連合会 2名 ・市町村総合事務組合 1名 <p>計 9名</p>	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町村 18名 ・国保連合会 1名 <p>計 20名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 4名 	<p>[準備検討会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町村 7名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 <p>計 10名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県

県名	宮崎県	鹿児島県
① 名称	宮崎県後期高齢者医療広域連合設立検討会	後期高齢者医療広域連合の設立に係る準備検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会
③ 設置年月日	平成18年6月28日設置	平成18年5月29日設置
④ 業務	準備委員会の設立に向けての所要の検討(準備委員会規約、組織、費用負担、スケジュール等)	準備委員会の設立に向けた所要の検討(規約案、組織・体制、予算等)
⑤ 構成メンバー	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町村 2名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p style="text-align: center;">計 6名</p> <p>※検討会の下に「ワーキンググループ」を設置。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町村会 	<p>[準備検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町村 7名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 <p style="text-align: center;">計 10名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 2名

広域連合準備委員会規約対比表

	福岡県介護保険広域連合設立準備委員会	広島県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会	滋賀県後期高齢者医療広域連合準備委員会	長崎県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会
名称	第1条 本会の名称は、福岡県介護保険広域連合設立準備委員会（以下「本会」という。）という。	第1条 本会の名称は、広島県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会（以下「本会」という。）という。	第2条 本会は、滋賀県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会（以下「委員会」という。）と称する。	
目的	第2条 本会は、介護保険事業を実施する広域連合を設立するために所要の検討、調整を行うことを目的とする。	第2条 本会は、後期高齢者医療事業を実施する広域連合を設立するために所要の検討、調整を行うことを目的とする。	第1条 後期高齢者医療制度の施行に向け、その運営を行う広域連合（以下「広域連合」という。）を設立するため、調査・検討を行うことを目的とする。	第1条 後期高齢者医療の事務を実施する広域連合を設立するため所要の検討、調整を行うことを目的として、長崎県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会（以下「準備会」という。）を設置する。
構成及び組織	第3条 本会は、本連合に加入する市町村（以下「構成市町村」という。）をもって構成し、本会に委員会及び検討幹事会を設ける。 なお、本会への新規加入及び脱退は、委員会の承認により行うことができる。	第3条 本会は、広島県内の市町（以下「市町」という。）をもって構成し、本会に委員会、幹事会及び部会を設ける。	第3条 委員会の委員は、別表のとおりとする。 ※県内全市町長及び国保連合会副理事長	第2条 準備会は、長崎県内の全市町をもって構成する。 第3条 準備会に委員会を置く。 2 委員会の委員の定数は、4人とする。
委員会・総会	第4条 委員会に次の役員を置く (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 委員 若干名 (4) 監事 2名 2 会長は、委員の互選によって選任する。 3 副会長及び監事は、会長が委員のうちから指名する。 4 委員は、市及び町村ごとに首	第4条 委員会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 委員 4名 (4) 監事 2名 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。 3 監事は、会長が指名する。 4 委員は、広島県市長会及び広	第4条 委員会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 理事 若干名 (4) 監事 2名 2 会長は、理事が互選する。 3 副会長は、会長が理事のうちから指名する。 4 理事及び監事は、滋賀県市長	第4条 委員は、長崎県市長会の正副会長の市の助役、長崎県町村会の正副会長の町の助役をもって、これに充てる。 第5条 委員会に次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 1人 (3) 監事 2人

	<p>長の互選によって首長の中から委員若干名づつを選出する。</p> <p>5 役員の任期は、その属する市町村の長としての任期による。</p> <p>6 委員会は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。</p> <p>7 委員会は、本会の重要事項について審議決定する。</p>	<p>島県町村会の正副会長とする。</p> <p>5 役員の任期は、その属する市町村の長としての任期による。</p> <p>6 委員会は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。</p> <p>7 委員会は、本会の重要事項について審議決定する。</p>	<p>会、滋賀県町村会及び滋賀県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)から推薦のあった委員をもって充てる。</p> <p>5 理事及び監事の任期は、市町の長及び団体の役員の任期とする。</p> <p>第6条 委員会の次の事項を審議・決定するため、総会を開催する。</p> <p>(1) 滋賀県後期高齢者医療広域連合規約(案)</p> <p>(2) その他重要な委員会の運営に関すること</p> <p>2 総会は、必要に応じ会長が招集し、その議長は会長が充たる。</p> <p>3 総会の議事は、委員の過半数が出席し、その委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。</p>	<p>2 会長及び副会長は、委員の中から互選によってこれを選任する。</p> <p>3 監事は、会長が委員以外の市町の助役の中からこれを指名する。</p> <p>4 役員の任期は、市町の助役としての任期による。</p> <p>5 委員会は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。</p> <p>6 委員会は、準備会の重要事項について審議する。</p>
<p>役員 の 職務</p>	<p>第5条 会長は、本会を代表し、事務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>3 監事は、本会の会計を監査する。</p>	<p>第5条 会長は、本会を代表し、事務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>3 監事は、本会の会計を監査する。</p>	<p>第5条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。</p> <p>3 理事は、理事会を構成し、この規約の定めるところにより、会務の執行を決定する。</p> <p>4 監事は、委員会の会計を監査する。</p>	<p>第6条 会長は、準備会を代表し、事務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。</p> <p>3 監事は、準備会の会計を監査する。</p>
<p>幹事会 ・ 理事会</p>	<p>第6条 幹事会は、会長が指名する市町村の福祉担当課長及び会長が委嘱する学識経験者をもつ</p>	<p>第6条 幹事会は、市町の老人医療担当課長をもって組織する。</p> <p>2 幹事会は必要に応じて、県職</p>	<p>第7条 会務の執行に関する事項を審議するため、理事会をおく。</p> <p>2 理事会は、会長・副会長及び</p>	

	<p>て組織する。</p> <p>2 幹事会に幹事長を及び副幹事長若干名を置く。</p> <p>3 幹事長及び副幹事長は会長が指名する。</p> <p>4 幹事会は、会長の求めに応じて幹事長が招集し、会議を主宰する。</p> <p>5 幹事会の議事、その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。</p>	<p>員、広島県国民健康保険団体連合会職員及び会長が委嘱する学識経験を有する者等に意見を求めることができる。</p> <p>3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。</p> <p>4 幹事長及び副幹事長は会長が指名する。</p> <p>5 幹事会は、会長の求めに応じて幹事長が招集し、会議を主宰する。</p> <p>6 幹事会の議事、その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。</p>	<p>理事により構成し、その議長は会長が充たる。</p> <p>3 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。</p> <p>4 総会に付議する案件は、理事会の議決を経なければならない。</p>	
<p>事務局</p>	<p>第7条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局は、福岡県町村会事務局内に置く。</p> <p>3 事務局は、構成市町村職員、県町村会職員及びその他職員をもって組織する。</p> <p>4 会長は、前項の職員の中から事務局長を定めなければならない。</p> <p>5 事務局長は、会長の命を受け本会の事務を掌理する。</p> <p>6 広域連合設立準備等に係る所要の検討・整理は、次の部会編成により行う。</p> <p>① 資格管理部会</p> <p>② 認定部会</p> <p>③ 給付部会</p> <p>④ 電算部会</p> <p>⑤ 総務部会</p>	<p>第7条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局は、広島県自治会館内に置く。</p> <p>3 事務局は、広島県職員、市町職員及び広島県国民健康保険団体連合会職員をもって組織する。</p> <p>4 会長は、前項の職員の中から事務局長を定めなければならない。</p> <p>5 事務局長は、会長を命を受け本会の事務を掌理する。</p> <p>6 事務局の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。</p>	<p>第9条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局は、滋賀国保会館内に設置する。</p> <p>3 事務局に事務局長その他必要な職員を置き、市町及び国保連合会等の職員から会長が任免する。</p> <p>4 事務局の組織及び職員に関し、必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>第7条 準備会の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局は、長崎県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）内に置く。</p> <p>3 事務局は、長崎県市町職員、長崎県職員、長崎県国民健康保険団体連合会職員及び組合職員をもって組織する。</p> <p>4 事務局長は、前項の職員の中から会長が定めるものとする。</p> <p>5 事務局長は、会長の命を受け準備会の事務を掌理する。</p> <p>6（「部会」欄参照）</p> <p>7 事務局の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。</p>

	7 事務局の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。			
部会		<p>第8条 広域連合設立準備等に係る所要の検討・調整は、次の部会編成により行う。</p> <p>① 資格管理部会 ② 給付部会 ③ 電算部会 ④ 総務部会</p> <p>2 部会の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。</p>	<p>第8条 広域連合の設立準備に係る調査・検討及び調整を行うため、研究会を設置するとともに必要な部会を設ける。</p> <p>2 研究会及び部会の委員は、県・市町及び関係機関の職員のうちから会長が委嘱する。</p> <p>3 研究会及び部会の運営に関し、必要な事項は会長がこれを定める。</p>	<p>第7条 1～5 (略)</p> <p>6 広域連合設立準備等に係る所要の検討、調整は、次の部会編成により行う。</p> <p>(1) 総務部会 (2) 資格管理部会 (3) 給付部会 (4) 賦課徴収部会 (5) 電算部会 (以下略)</p>
会計	<p>第8条 本会の運営に必要な経費は、福岡県町村会助成金、加入市の分担金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>2 本会の会計は年度処理とし、福岡県町村会会計規程等に準じて行う。</p>	<p>第9条 本会の運営に必要な経費は、国の助成金、市町の分担金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>2 本会の会計は年度処理とし、広島県町村会財務規則等に準じて行う。</p>	<p>第10条 委員会の運営に必要な経費は、市町及び国保連合会が負担するものの外国庫補助金等の収入をもって充てる。</p> <p>2 市町の負担額は、別に定める。</p> <p>3 委員会の会計処理は、国保連合会の例による。</p>	<p>第8条 準備会の運営に必要な経費は、国補助金、市町の分担金及びその他の収入をもって充てる。</p>
解散等	<p>第9条 本会は、広域連合設立後すみやかに解散し、所有する財産等を当該広域連合に引き継ぐ。</p>	<p>第10条 本会は、広域連合設立後すみやかに解散し、所有する財産等を当該広域連合に引き継ぐ。</p>	<p>第11条 委員会は、広域連合の設立後速やかに解散し、その所有する財産及び事務は、広域連合に引き継ぐ。</p>	<p>第9条 準備会は、広域連合設立後すみやかに解散し、所有する財産等を当該広域連合に引き継ぐ。</p>
その他	<p>第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。</p>	<p>第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。</p>	<p>第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。</p>	<p>第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。</p>

広域連合と市町村の事務分担(案)

	業務内容	権限	条文	市町村の事務	広域連合の事務
被 保 険 者 の 資 格 管 理	65歳以上75歳未満の者の被保険者認定	広域連合	50①	広域連合に住基情報の提供	被保険者認定
	被保険者の適用除外(生活保護等)	広域連合	51①	福祉事務所から月に一回情報を提供	被保険者の適用除外
	資格取得・喪失の届出受理	広域連合	54①②	資格取得届・喪失届受付(窓口事務)	資格認定(取得・喪失の確認)
				居所不明者の調査事務	居所不明者の資格喪失手続き
				資格に関する情報提供	
	被保険者証の交付	広域連合	54③	住基情報の提供	被保険者証交付
				被保険者証の随時交付(窓口事務)	被保険者証更新時の交付
	被保険者証の回収	広域連合	54⑨	窓口での受付事務	
	資格証明書の発行	広域連合	54④⑤⑥ ⑦⑧	滞納状況の情報提供	弁明書の発送・回収
				資格証明書の交付(窓口事務)	交付対象者決定
				被保険者証返還請求	
				資格証明書発行	
住基情報による届出のみなし	広域連合	54⑩	広域連合に住基情報の提供		
住所地特例	広域連合	55	広域連合に住基情報の提供		
保 険 料 賦 課 ・ 徴 収	保険料率の決定	広域連合	104②③		保険料率決定
				税情報の提供	税情報収集
					税未納申告者への簡易申告書送付・回収
					保険料率軽減決定
	保険料の賦課	広域連合	104②③ 115①		保険料の賦課決定
	普通徴収	広域連合	107① 109	保険料納期決定	
	保険料の減免	広域連合	111	減免申請受付(窓口事務)	減免決定
					減免決定(却下)通知
	保険料の徴収猶予	広域連合	111	徴収猶予申請受付(窓口事務)	徴収猶予決定
					徴収猶予決定(却下)通知
	被扶養者に係る保険料減額賦課	広域連合	99②		保険料の減額賦課決定
	保険料減額分に係る特別会計への繰り入れ	市町村	99①②	市町村特別会計への繰り入れ	
	保険料徴収	市町村	107① 110 104① 115② 113 115②	年金からの特別徴収	
				保険料の収納	
納入通知の送付					
督促状の送付					
滞納処分					
延滞金の徴収					
保険料等の納付	市町村	105	保険料減額分の繰入金、保険料等の徴収金の広域連合への納付		
現物給付の審査、支払	広域連合	70①③④ ⑤⑥		レセプト審査	
				レセプト保管管理	
				レセプト点検	
				再審査請求	
				診療報酬支払	